

1. 日 時： [PSC 委員会] 11月5日（月）～8日（木）
[技術作業部会] 11月1日（木）～2日（金）
2. 場 所： 杭州（中国）
3. 出席者： 東京 MOU 加盟国・地域の各代表（オーストラリア、カナダ、チリ（議長）、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナムの 17 カ国・地域）
準加盟国の代表（パナマ）
4. 内 容
 - (1) 東京 MOU 締結 25 周年

1993 年 12 月に東京 MOU が締結されてから 25 年にわたるこれまでの活動実績を振り返ると共に、今後の域内の更なる発展について決意を新たにしました。また、東京 MOU 発足当初より技術協力事業等について継続的な支援を行っている日本財団に対して東京 MOU の総意として感謝の意が表明されました。
 - (2) 東京 MOU の技術協力事業等について
 - ① 検査官研修（General Training Course）

本年 8 月 20 日から 9 月 14 日まで、東京 MOU が日本で開催した第 8 回検査官研修について、研修生として東京 MOU 加盟国及び他地域の MOU 等の PSC 検査官（合計 24 名）が参加し高く評価されていることが報告され、我が国は、本技術協力事業について引き続き積極的に協力していくことを表明しました。
 - ② PSC 検査官の相互派遣事業
今年度、日本から、神戸運輸監理部外国船舶監督官をマレーシアへ派遣し、東京 MOU 域内の PSC 手続きの調和及び PSC に関する経験、専門的技術・知識、情報の共有等を行う予定です。
 - ③ 専門家派遣事業
今年度、日本から、近畿運輸局及び神戸運輸監理部外国船舶監督官をフィジーへ、北海道運輸局及び九州運輸局外国船舶監督官をベトナムへ、中国運輸局外国船舶監督官をフィリピンへ派遣し、現場訓練の実施等により PSC 検査官の育成に貢献する予定です。
 - (3) 準加盟国及びオブザーバー
 - ① パナマ（準加盟国）

2015 年からの準加盟国としての活動が東京 MOU の規定に適合していることが認められました。次回 PSC 委員会において加盟国としての適合性が確認された場合は 21 番目の加盟国として認められることとなります。

② メキシコ（準加盟申請）

メキシコから提出された準加盟申請について審議が行われ、満場一致で同国の準加盟が認められました。今後、メキシコは3年間の準加盟国としての活動を通じ東京 MOU への適合性を評価され、PSC 委員会においてその適合性が確認された場合は加盟国として認められることとなります。

③ アブジャ MOU（オブザーバー資格申請）

アブジャ MOU（西アフリカ）からのオブザーバー資格申請について審議が行われ、満場一致で承認されました。

(4) 集中検査キャンペーン（CIC）について

平成 29 年 9 月から 11 月まで実施された「航海の安全に関する集中検査キャンペーン」について、東京 MOU 全体で 6,720 隻（うち日本は 1,560 隻）の検査が行われ、うち CIC 関連の欠陥による拘留数は 36 隻（0.54%、日本籍船は該当なし）であったことが報告されました。今年度の CIC は「MARPOL 条約附属書 VI」について現在実施中であることが確認されました。

また、来年度の CIC は「非常用設備」について、再来年度の CIC は「復原性全般」について、パリ MOU と共同で実施することが合意されました。

(5) 低硫黄燃料油の使用に係る啓蒙活動

2020 年 1 月 1 日から施行される、低硫黄燃料油の適切な使用（MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則関連）のため、パリ MOU と協調し、2019 年 1 月 1 日より、注意喚起文書等を活用した啓蒙活動を実施することが合意されました。

(6) その他

① 閣僚宣言への対応について

昨年 5 月に開催された第 3 回パリ MOU・東京 MOU 合同閣僚会議において採択された閣僚宣言に含まれた 31 の行動計画について、そのフォローアップ状況が確認され、このうち、ばら積み貨物の安全輸送の確保について、荷送り人等の関係者を含めた啓蒙活動を推進することに合意しました。

② 議長、副議長の交代

3 会期に亘り議長、副議長を務めた Mr. Carlos Fanta（チリ）、Mr. Alex Schultz-Altman（オーストラリア）の任期満了に伴い、新議長、新副議長の選任が行われ、それぞれ Mr. Alex Schultz-Altman（オーストラリア）、Mr. Kenneth Crawford（ニュージーランド）が満場一致で選出されました。

③ 事務局次長の承認

2006年から13年に亘り事務局次長を務めてきた中崎郁夫氏の退任に伴い、同氏の長年の貢献に対して多くの感謝の辞が述べられるとともに、後任として川井啓裕氏が同ポストに就任することが満場一致で認められました。

④ 次回開催予定

次回第30回東京MOU年次会合は、マーシャル諸島において開催予定です。

(参 考)

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール : Port State Control)

旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査がIMO(国際海事機関)の条約等により認められている。

2. 「MOU」(エムオーユー : Memorandum of Understanding)

PSCの効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京MOU

1994年に活動を開始した、アジア・太平洋地域におけるPSCに関する協力体制で、現在20の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナム)が参加している。

